

ウミガメ保護のため一緒に活動しませんか？

## 6月より井田海岸のパトロールを開始！



ウミガメの保護活動を行っている町ウミガメ保護監視員は、6月1日から井田海岸のパトロールを開始します。

監視員たちは7月末まで定期的にパトロールを行い、ウミガメの産卵や、ふ化を見守っていきます。

ウミガメ保護に興味がある方はウミガメ保護監視員たちと一緒にパトロールに参加してみませんか。

【実施日】6月・7月の毎週土曜日 午後8時～ ※6月1日を除く

【集合場所】ウミガメ公園資料館前 ※荒天時は中止 ※中学生以下の方は保護者同伴をお願いします。

【申込方法】参加希望日前日の午後5時までに電話または下記QRコードからお申し込みください。

▶詳しくは、役場企画調整課（☎33-0334）までお問い合わせください。 申込フォーム



賦課限度額および軽減判定基準額が改定

## 国民健康保険税の基準が見直されました

令和6年度税制改正により、国民健康保険税の賦課限度額および軽減判定所得の基準が改定されました。

◆賦課限度額（後期高齢者支援金分）が引き上げ  
国民健康保険税は、医療保険分・後期高齢者支援金分・介護保険分の3区分で構成されており、それぞれに課税の上限を設けています。

今年度は、後期高齢者支援金にかかる賦課限度額を24万円（改定前：22万円）に引き上げます。

◆低所得者への軽減判定所得基準が引き上げ  
世帯の前年所得が決められた所得基準を下回っている場合は、所得に応じて国民健康保険税の均等割額（1人あたり）と平等割額（1世帯あたり）の7割・5割・2割が軽減されます。  
今回の改定では、5割軽減と2割軽減の基準となる所得額が経済的動向等を踏まえ、見直されました（下表参照）。

### 低所得者への軽減判定所得基準 新旧対照表

	改定前	改定後
5割軽減	43万円+（29万円×被保険者数） + 10万円×（給与所得者等の数-1）	43万円+（29.5万円×被保険者数） + 10万円×（給与所得者等の数-1）
2割軽減	43万円+（53.5万円×被保険者数） + 10万円×（給与所得者等の数-1）	43万円+（54.5万円×被保険者数） + 10万円×（給与所得者等の数-1）

※被保険者数には、国民健康保険に加入していた方が、後期高齢者医療制度に移行した場合も含まれます。

### ◆税率改定による影響

町では、令和10年度の資産割廃止に向け、段階的に税率の改定を進めていることから、以下の世帯では、税額が増加しやすい傾向があります。

- 国民健康保険加入者が多い……均等割引き上げの影響により税額が増加する可能性があります。
- 固定資産税がない、もしくは少ない……資産割の引き下げの影響があまりないため、税額が増加する可能性があります。

▶詳しくは、役場税務住民課（☎33-0337）までお問い合わせください。

子どもたちが描いた灯ろうが会場を彩る

## ほたる灯ろう展を開催します



ほたるを守る会では、ホタルを通して自然保護への関心を高めてもらうため、次のとおり「ほたる灯ろう展」を開催します。子どもたちが描いたたくさんの灯ろうが、会場を幻想的に彩るほか、ほたる夢太鼓による太鼓演奏なども行われます。ぜひご来場ください。

【日時】6月1日（土）午後6時30分から  
※雨天順延。2日（日）も雨天の場合は、田代体育館で行います。

【場所】ふるさと資料館前広場  
▶詳しくは、ほたるを守る会事務局（企画調整課内：☎33-0334）までお問い合わせください。

自転車事故被害の軽減を目的に

## 自転車用ヘルメット購入費を補助



町では、自転車用ヘルメット着用を促進し、自転車事故被害を少しでも軽減するため、自転車用ヘルメットの購入費の一部を補助します。

### 【対象となるヘルメット】

令和6年4月1日以降に購入されたもので安全認証（SG、JCF、CE、GS、CPSCなど）を受けた新品のヘルメット

### 【補助額】

購入金額（税込）の1/2（上限2,000円）  
※対象者1人につき、1個かつ1回限り

### 【対象者】

- 町に住民登録があり、町民税の滞納者がいない世帯の方
- 同一の自転車用ヘルメットに対し、ほかの補助金の交付を受けていない方

### 【申請方法】

領収書等、安全認証が確認できる書類を持参のうえ役場総務課窓口へ申請  
▶詳しくは、役場総務課（☎33-0333）までお問い合わせください。

国税と合わせて4万円を減税

## 個人住民税の定額減税を実施します

令和6年度税制改正により、個人住民税の所得割額に対し、定額減税を実施します。

### 【対象者】

令和6年度分の個人住民税にかかる合計所得金額が1,805万円以下の方

### 【減税の方法、時期】

- 給与所得にかかる特別徴収……6月分は徴収せず、定額減税後の金額を7月分～令和7年5月分で徴収
- 普通徴収（事業所得者など）……6月分から控除
- 公的年金からの特別徴収……10月分から控除

### 【減税額】

- 本人……1万円
  - 控除対象配偶者または扶養親族（国外居住者を除く）……1人あたり1万円
- ※国では、令和6年分所得税から①・②1人につき3万円を減額します。詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。
- ▶詳しくは、役場税務住民課（☎33-0337）までお問い合わせください。



国税庁HP